

## 「答申（案）の中間まとめ」に対する意見募集の結果について

- 1 募集期間 令和3年7月30日から令和3年8月29日まで
- 2 意見送付者数 1名
- 3 御意見の内容

番号	該当箇所			御意見（要旨）	御意見に対する考え方（案）
	頁	行	内容		
1	1	23 ～ 28	今般、平成30年の食品衛生法の改正に伴い、ふぐを処理する営業者の義務等が食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）に規定された。併せて、これまで各自治体で独自に定めていたふぐ処理者の認定要件について、令和元年10月に国は、自治体間の有資格者受入れやふぐの輸出の促進を目的として、「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年10月31日付生食発1031第6号国通知）を発出し、ふぐ処理者の認定制度に明確に関与し、認定要件の全国平準化を図ることとした。	食品衛生法改正により、ふぐを処理する営業者の義務等や、これまで各自治体が独自に定めていたふぐ処理者の認定要件について、全国平準化を図ることになったことに賛成する。  各自治体により認定基準が異なる場合、より甘い要件の認定を受ける可能性があることから、全国平準化は必要と考える。	都では、国によるふぐ処理者の認定要件の全国平準化の方針を踏まえ、試験内容や他自治体からの有資格者の受入れ要件等、ふぐ調理師免許制度の見直しについて検討しています。

番号	該当箇所			御意見（要旨）	御意見に対する考え方（案）
	頁	行	内容		
2	9	28 ～ 33	<p>東京都では、都と同等以上の試験内容である自治体の免許取得者で、調理師免許取得者かつ知事が行うふぐ条例及び規則に関する講習会を受講した者を有資格者として受け入れている。</p> <p>他自治体と比較して、多種多様なふぐが流通する地域の実情を踏まえた追加要件として、受入れに当たっての都知事が行う講習会を継続する必要があるか、また、継続する場合は、講習会の内容について、併せて検討する必要がある。</p>	<p>他自治体からの有資格者の受入れに当たって、都知事が行う講習会を継続する必要があると思う。</p> <p>都内に多種多様なふぐが入り、流通形態も複雑なことから、他自治体とは状況が異なるため、東京都独自の講習会の実施を要望する。</p>	<p>御意見のとおり、東京都は他の自治体に比べ、多種多様なふぐが流通しているという地域の実情があります。</p> <p>このため、他自治体からの有資格者の受入れに当たっては、制度見直し後の東京都の試験内容と同等以上の試験内容である自治体の免許取得者であることを確認し、都知事が行う講習会の受講を課した上で、東京都の免許を交付したいと考えています。</p>
3	15	10 ～ 12	<p>多種多様なふぐが流通している東京都の実態を踏まえ、食用不可のふぐや雑種ふぐに関する情報等について、有資格者及びふぐ取扱所の営業者に対して情報提供を行い、有資格者の知識の向上に寄与していくことが必要である。</p>	<p>最新情報の提供は必要だが、ただ提供しても読んでいないか、内容を理解しているかが分からないので、確認方法の取入れを要望する。</p>	<p>御意見を踏まえ、有資格者及びふぐ取扱所の営業者に対して、資料提供だけでなく、講習会やふぐ取扱所に対する一斉監視等の機会において、わかりやすく情報提供を行い、知識の向上を図っていきたいと考えています。</p>